平成 29 年 10 月 10 日

# 埼玉県国民健康保険運営方針(抜粋)

### (3) 赤字解消・削減の取組、目標年次等

### 財政健全化について

算額とします。

国保財政の健全化を図るためには、赤字を解消する必要があります。 国においても、解消・削減すべき赤字の範囲を明確にし、段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するものとされています。

## 解消・削減すべき赤字等の定義について

- (1)解消・削減すべき赤字の定義について 解消・削減すべき赤字額は、国と同様に「決算補填等目的の法定外一般会 計繰入額」と「繰上充用金の増加額(決算補填等目的のものに限る)」の合
  - ア 決算補填等目的の法定外一般会計繰入額は、次の法定外一般会計繰入の分類のうちの①をいいます。

### 法定外一般会計繰入の分類

- ①決算補填等目的
  - ○決算補填目的のもの
  - ・保険税の収納不足のため
  - 医療費の増加【※1】
  - 〇保険者の政策によるもの
  - ・保険税の負担緩和を図るため (前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・介護納付金分を含む。)
  - 任意給付に充てるため
  - 〇過年度の赤字によるもの
  - ・累積赤字補填のため
  - · 公債費、借入金利息
- ②決算補填等以外の目的
  - 保険税の減免額に充てるため
  - 地方独自事業の波及増補填等
  - 保健事業費に充てるため
  - ・直営診療施設に充てるため
  - 基金積立
  - 返済金
  - ・ その他 (事務費、地単事業、健康管理センター等施設管理費・運営費、震災の影響によるもの等)
- ※1:平成30年度からは財政安定化基金で対応するため発生しない。

- イ 繰上充用金の増加額について
- ・ 平成30年度以降に繰上充用金の増加が起こった場合、その増加部分については解消・削減すべき赤字となります。
- (2) 赤字市町村について

次のいずれかに該当する市町村を赤字市町村とします。

- ① 平成28年度決算で「解消・削減すべき赤字」が発生した市町村であって 平成30年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村
- ② 平成29年度以降、実績額として「解消・削減すべき赤字」が発生した場合であって、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村

# 赤字解消・削減のための取組について

- 赤字市町村は、赤字の要因分析を行った上で、赤字解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化の取組、適正な保険税の設定等により、できる限り赤字の解消・削減を図ります。
- ・ 県は、赤字解消計画に基づいて赤字の解消・削減を進める市町村を保険者努力支援制度等を活用し支援します。

# 目標年次の設定

(1) 赤字解消・削減の目標年次

単年度での赤字の解消が困難と認められる場合は、平成35年度までの6年以内に赤字を解消する段階的な目標を設定することとします。 ただし、6年間で解消することが困難と認められる場合には、市町村の実態を踏まえた設定とします。

#### (2) 収支計画

赤字市町村以外の市町村は、収支計画書を作成し、医療費適正化対策や 収納対策等、必要な対策に取り組みながら健全な国保運営を推進します。